

育児休業、介護休暇を取得される方へ

# 育児休業手当金、介護休業手当金の 給付上限日額が変更になりました

令和元年8月1日より育児休業手当金および介護休業手当金の給付に係る給付上限日額は下図のように変更となりました。\*

1

対象

「保険料の基礎となる標準報酬月額」が下記の月額以上となる組合員についての令和元年8月1日以降の休業期間に係る育児休業手当金および介護休業手当金。

2

育児休業手当金

保険料の基礎となる標準報酬月額	給付上限日額
470,000円（25等級以上）（給付率67%の場合）	13,832円
470,000円（25等級以上）（給付率50%の場合）	10,322円

3

介護休業手当金

保険料の基礎となる標準報酬月額	給付上限日額
530,000円（27等級以上）（給付率67%の場合）	15,230円

※現在、育児休業手当金および介護休業手当金を受給中の方も上限額の変更により、給付金の受給額が変更となります。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827